

(仮称) いわき太陽光発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年7月

CES いわき太陽光発電所合同会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告の方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(2) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月*縦覧に供した。

*縦覧期間にゴールウィークが含まれていたため、ゴールデンウィークの祝日分、縦覧期間を延長した。

(1) 公告の日

令和4年4月28日(木)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和4年4月28日(木)付の日刊新聞紙「福島民報(朝刊)」及び「福島民友(朝刊)」に掲載した。
(別紙1参照)

② インターネットによるお知らせ

- 以下のwebサイトに掲載した。
- ・当社ホームページ
 - ・福島県公式webサイト
 - ・いわき市公式webサイト

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4ヶ所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。
(別紙2, 3参照)

① 自治体庁舎

- ・福島県庁生活環境部環境共生課(福島県福島市)
- ・いわき市役所本庁舎(福島県いわき市)
- ・いわき市役所遠野支所(福島県いわき市)
- ・いわき市役所三和支所(福島県いわき市)

② インターネットによる利用

- ・当社ホームページにおいて、インターネットの利用による電子縦覧を行った
<https://u6bl9.hp.peraichi.com/>
- ・福島県公式webサイト及びいわき市公式webサイトに、縦覧、意見募集の案内、当社ホームページのURLを掲載いただいた。

(4) 縦覧期間

令和4年4月28日(木)から令和4年6月2日(木)まで

自治体庁舎は土・日曜日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

自治体庁舎 4ヶ所の縦覧者数（意見書箱への投函者より確認）は 3名であった。

(内訳)	福島県庁生活環境部環境共生課（福島県福島市）	2名
	いわき市役所本庁舎（福島県いわき市）	0名
	いわき市役所遠野支所（福島県いわき市）	0名
	いわき市役所三和支所（福島県いわき市）	1名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催については、令和4年4月28日（木）付の日刊新聞紙「福島民友（朝刊）」及び「福島民報（朝刊）」に掲載した。 (別紙1参照)

併せて、福島県公式webサイト及びいわき市公式webサイトに掲載した。 (別紙2参照)

なお、説明会の開催日時については、関係地域の自治会を通じて、説明会案内を全戸配布することにより周知した。 (別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①開催日時：令和4年5月20日（金）19:00～20:05

開催場所：いわき市入遠野公民館（いわき市遠野町入遠野字前田）

来場者数：6名

②開催日時：令和4年5月21日（土）10:00～11:10

開催場所：いわき市入遠野公民館（いわき市遠野町入遠野字前田）

来場者数：4名

③開催日時：令和4年5月21日（土）14:00～15:00

開催場所：いわき市三和ふれあい館（いわき市三和町下市萱字竹ノ内）

来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年4月28日(金)から令和4年6月16日(木)まで

(縦覧期間及びその2週間後とし、郵送受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

(別紙4参照)

①方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②当社への郵送による書面の提出

(2) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通26件（うち2通は意見未記入、説明会における意見含む）であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3通26件（説明会における意見含む）であった。

「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価法第8条第1項の意見に対する当社の見解は、次のとおりである。

(仮称)いわき太陽光発電事業 方法書に係る意見を有する者の意見と事業者の見解

【事業計画について】

NO.	意見の内容	意見に対する事業者の見解																														
1	合同会社の資本金の少なさ、大きな事故が起きたとき補償ができるのか。	<p>CESいわき太陽光発電所合同会社はCES合同会社の子会社（特別目的会社）であり、実際の建設費用などを含む事業費用は本社及び金融機関からの融資から準備いたしますので資金面では問題ありません。</p> <p>また建設期間中は施工会社により施工中に発生した不足の事故などを保証する組立保険や賠償責任保険に加入しておりますし、工事完了後運転中も火災や地震などの災害に対応する企業財産包括保険などに加入いたしますので大きな事故時の補償をする体制は整えて事業を行う計画です。</p>																														
2	事務所が沖縄で本社名、代表者の役員の名前がない。代表者と役員の名前を明確に記載してください。	<p>CESいわき合同会社の代表者と役員は以下の通りとなります。</p> <p>取締役社長：井上 八郎 執行役員：島袋 善吉</p>																														
3	会社での太陽光発電の日本での実績、場所、地名と面積を明確に記載してください。	<p>弊社における日本における太陽光発電の実績について、名称、場所(地名)及び面積は、以下に示すとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヤマダ西白河郡矢吹町発電所</td> <td>福島県西白河郡矢吹町寺内</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>Ichinoseki Solar Power 1発電所</td> <td>岩手県一関市萩莊栃倉南</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>地球一関牧場太陽光発電所</td> <td>岩手県一関市萩莊栃倉南</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>由布川上メガソーラーパーク</td> <td>大分県由布市湯布院町川上</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>川俣市馬尼田太陽光発電所 I</td> <td>熊本県水俣市袋</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>姶良市加治木町発電所</td> <td>鹿児島県姶良市上名大平</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>水俣太陽光発電所</td> <td>熊本県水俣市長野</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>鹿児島発電所</td> <td>鹿児島県霧島市隼人町嘉例川</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>国府町太陽光発電所</td> <td>鳥取県鳥取市国府町</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	面積(ha)	ヤマダ西白河郡矢吹町発電所	福島県西白河郡矢吹町寺内	26	Ichinoseki Solar Power 1発電所	岩手県一関市萩莊栃倉南	34	地球一関牧場太陽光発電所	岩手県一関市萩莊栃倉南	158	由布川上メガソーラーパーク	大分県由布市湯布院町川上	22	川俣市馬尼田太陽光発電所 I	熊本県水俣市袋	16	姶良市加治木町発電所	鹿児島県姶良市上名大平	55	水俣太陽光発電所	熊本県水俣市長野	46	鹿児島発電所	鹿児島県霧島市隼人町嘉例川	30	国府町太陽光発電所	鳥取県鳥取市国府町	141
名称	所在地	面積(ha)																														
ヤマダ西白河郡矢吹町発電所	福島県西白河郡矢吹町寺内	26																														
Ichinoseki Solar Power 1発電所	岩手県一関市萩莊栃倉南	34																														
地球一関牧場太陽光発電所	岩手県一関市萩莊栃倉南	158																														
由布川上メガソーラーパーク	大分県由布市湯布院町川上	22																														
川俣市馬尼田太陽光発電所 I	熊本県水俣市袋	16																														
姶良市加治木町発電所	鹿児島県姶良市上名大平	55																														
水俣太陽光発電所	熊本県水俣市長野	46																														
鹿児島発電所	鹿児島県霧島市隼人町嘉例川	30																														
国府町太陽光発電所	鳥取県鳥取市国府町	141																														
4	沖縄に親会社があるということだが、災害・事故・トラブル等が発生した場合には、決定権も含め、沖縄の本社では対応が間に合わないのではないか、といった心配がある。	緊急時の対応については、計画ではありますが、本事業地の近辺に人員を常駐させることにより、対応できる体制を構築するとともに、緊急時の連絡体制、意思決定についても迅速性・適格性を確保するよう設定していきます。																														

5	本事業により、入遠野にメリットがあるのかどうか（例：地元の施工業者を採用する、電気料金が優遇される等）。	<p>本事業の実施による利益としては、温室効果ガス排出削減への寄与の他に、放棄された牧場跡地を太陽電池発電施設として整備し、適正な管理を行うことにより、土砂崩落及び濁水の発生を防止・抑制するとともに、環境調査の実施及び公表による、当該地域の環境情報の提供が考えられます。</p> <p>なお、現時点で直接的なものは選定していませんが、地域との共生を念頭において、地元説明会等を通じて意見をいただきながら、事業を進めていきたいと考えています。</p>
6	貴社が計画している太陽光発電事業計画に対して、計画地のふもとに住むものとして、多くの懸念を持たざるを得ない。ここで述べる点に関して大幅な改善を行うか、それができないときは計画の中止も考えるべきではないかと思う。	<p>方法書における調節池・沈砂池・排水計画及びパネル配置・設置計画については現時点での想定のものであり、具体的な造成・排水計画及びパネル配置・設置計画については、今後検討していくますが、検討にあたっては、いただいた意見を十分に踏まえ、災害を未然に防止できるような計画としていきます。</p>
7	天王から折松林道を抜ける林道は、険しい道であり、地震があると、必ず崩落が見られる本当に危険な場所です。そこを利用するのは考えものだと思う。工事用車両が頻繁に通れば住民の方が一番不安である。運行経路についてはきちんと住民の理解を得ないといけないし、そうでないと大きな問題になると思う。	<p>方法書に記載の資器材の搬出入車両の運行経路については、現段階で考えられる運行経路を設定したものです。</p> <p>具体的な運行経路については、今後、地元の皆様との協議の中でいただいたご意見、ご要望を踏まえたうえで決定していきたいと思います。</p>

【環境保全について】

No.	意見の内容	意見に対する事業者の見解
8	官沢川は飲料水として使用している住居がある他、イワナ等の渓流釣りを行う人もいるので、水質に影響のないようにしてほしい。	<p>方法書における排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な計画については今後検討していくますが、検討にあたっては、「福島県林地開発許可の手引」に従うことはもとより、官沢川に直接濁水が流れ込むことによる飲料水や魚類への影響のないよう、現地調査により対象事業実施区域の地形・地質・土質の状況を十分把握した上で、国、県、市の指導の下、未然に防止できる適切な計画としていきます。</p>
9	土地の安定性は「工事の実施」の評価項目に入っていないが、これは工事	<p>工事中の土地の安定性に係る環境影響については、現地で判断すべき不確定要素が多いこと、</p>

	の時期にも入れることが必要であろう。	工事の実施にあたっての安全確保や濁水流出防止、崩落防止等に係る遵守・配慮事項を遵守することにより、環境影響の回避・低減が図られることから、「第2章 対象事業の内容」において、環境保全対策としてこれらの事項を十分に検討するとともに、「施設の存在」における評価結果においても言及することとします。
10	動物の生態系の専門家のヒアリングの意見の中で大学教員としか書かれていません。どの大学か教員の名前も紹介してください。必ず。	専門家ヒアリング自体が公的機関の委員会といった氏名・役職等を公表できる形ではないことから、大変申し訳ございませんが、個人情報保護の観点から、公表することはできません。 なお専門家ヒアリングにあたっては、対象事業実施区域及びその周囲の動植物の生息・生育状況に詳しいとされる専門家を選定して実施しています。
11	オオタカ、チョウゲンボウ、クマタカの巣がある。特別天然記念物のニホンカモシカも数多く確認、調査したにもかかわらず、記載されていない。	方法書に記載の動物生息状況については、文献その他の資料を収集整理した地域特性の把握（文献調査）にあたるもので、文献確認種は、密猟・盗掘を避ける意味から、一定の範囲における確認種リストの形式にとどまって公表されているものがほとんどです。今後、方法書に記載の手法により、動物、植物、生態系の現地調査を実施する予定です。なお、オオタカ、チョウゲンボウ、クマタカ、ニホンカモシカについては、方法書3-32頁に示すとおり、文献調査においても確認されています。
12	鶴石牧場の中に小川があるが、イワナなどが生息し、良好な環境である。これらの環境への配慮はあるのか。自然に残していくのか。	現時点は現地調査に入っていない状況にあります。敷地全体の環境すべてを残すことは現実的には不可能なので、現地調査を行った上で、保全すべき種や環境の重要性を踏まえて検討したうえで、事業計画に反映させていきたいと考えています。
13	パネルの耐用年数は約20年と言われています。その際の25万枚余の撤去の保証はどのように担保するのですか。事業費用・撤去費用それぞれ全額の資産はどのように想定しているのでしょうか。	パネルの廃棄費用については、約15億円（税抜）を想定しており、2036年から2046年までの10年間で毎月約1270万円（税抜）を積み立てる予定です。 また、CESいわき太陽光発電所合同会社はCES合同会社の子会社（特別目的会社）であり、実際の建設費用などを含む事業費用は本社及び金融機関からの融資から準備いたしますので資金面では問題ありません。

【災害等について】

No.	意見の内容	意見に対する事業者の見解
14	方法書への意見としては適切ではないかもしないが、住民として災害が起きた場合、どういった対応をするかについても、事業者として明示していただきたいというのが本音である。	本事業においては、災害の発生防止に万全を期して事業を進めますが、万が一、本事業に起因する災害が発生した場合には、加入予定の企業財産包括保険等に基づき、事故時の補償をする等、保障の体制を整えた上で事業を行う計画です。
15	官沢川と入遠野川が合流している地点は現時点でも土砂が堆積しており住居も存在する。また、入遠野川の対岸にも住居が存在する。そのため、官沢川上流からの土砂・濁水の影響を大変心配していることから、対策をしっかりと行う必要がある。	造成・排水計画については、今後検討する予定ですが、検討にあたっては、現地調査により地形・地質・土質の状況、水の流れの状況を十分把握するとともに、下流河川への影響について調査・検討した上で、土砂流出や国、県、市の指導の下、災害を未然に防止できるよう、検討して参ります。
16	実施区域（鶴石山）は急斜面で台風大雨の時は官沢に大量の水が土石流となって流れてくる場所に大規模な工事（環境破壊）をすることで重大な災害が起こる。	方法書における造成・排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な計画については今後検討していきますが、検討にあたっては、「福島県林地開発許可の手引」に従うことはもとより、官沢川に直接濁水が流れ込まないよう、現地調査により対象事業実施区域の地形・地質・土質の状況を十分把握した上で、国、県、市の指導の下、台風・大雨時における特段の配慮を行い、災害を未然に防止できる適切な計画としていきます。
17	調節池や排水に関して通常の工事では断然危険だ。ダム相当の調節池が必要。	前項にも関連しますが、方法書における調節池・沈砂池及び排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な計画については、今後検討していきますが、現地調査により地形・地質・土質の状況、水の流れの状況を十分把握した上で、国、県、市の指導の下、十分な容量・能力を持ったものとなるよう、検討して参ります。
18	切土・盛土してパネルを設置すること今まで以上数十倍の水量が沢に流れ、大規模な災害となる。	方法書における調節池・沈砂池及び排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な造成・排水計画及びパネル配置・設置計画については、今後検討していきますが、検討にあたっては、現況地形の利用により地形の改变量を可能な範囲で少なくするとともに、沢に大量の雨水が流れ込まないよう、「福島県林地開発許可の手引」に従うことはもとより、現地調査により地形・地質・土質の状況を十分把握した上で、国、県、市の指

		導の下、災害を未然に防止できるよう、検討して参ります。
19	<p>貴社の方法書の第2章1の事業計画地域について「比較的地震や津波のリスクも比較的少ないことを鑑み」とありますが、2011年3月11日の東日本大震災の1か月後、4月11日発生の余震により計画地近傍は湯の岳断層の影響を受けた地域です。また、官沢川は遠野町からいわき南部の勿来地区海岸にそそぐ鮫川流域の支川にあたります。2019年9月の台風19号により下流期の入遠野川、鮫川では床上浸水など甚大な被害がありました。</p> <p>また、方法書に記載の専門家ヒアリングの意見には官沢川下流は土砂災害警戒区域に指定されていることを指摘し、知事意見は想定区域全体が土石流危険渓流に該当すると設置検討の注意を促しています。</p>	<p>地震や津波のリスクに関する記述については、当該地域が内陸部であることを踏まえて記載したものでしたが、誤解を生じないため、「地震」を削除の上、文章を修正します。</p> <p>事業の実施にあたっては、官沢川下流に土砂警戒区域の指定地域が、対象事業実施区域全体が土石流危険渓流として公表されていることを踏まえ、対象事業に起因する土砂災害や水害が発生しないよう、今後、適切な造成・排水・施設設置計画を検討します。</p>
20	<p>太陽電池設置改変区域面積が104.2haとされていますが、本年5月20日の貴社の説明によれば牧草地の表土を剥がし地形の改変を計画しています。</p> <p>改変された表土はチップ等で雨水による土の流出を防ぐと説明されました。しかし、当該住民にとり問題は官沢川の降雨時の流量です。チップによる保水力は可能と検討されているのでしょうか。</p> <p>地元住民から牧草地のまま発電パネルは設置されると認識しているとの意見がありました。現況維持であれば保水力に変化はなく該当地域に対する影響は少ないものとの思いがあつたのでしょうか。</p>	<p>方法書における造成・排水計画については想定のものであり、具体的な造成・排水計画や雨水浸透に係る配慮については、今後検討する予定ですが、検討にあたっては、現地調査により地形・地質・土質の状況、水の流れの状況を十分把握した上で、土砂流出や国、県、市の指導の下、災害を未然に防止できるよう、検討して参ります。</p> <p>なお、木材チップ等については、土砂流出の防止を目的とした工事の例として挙げたものであります。今後、計画の熟度に伴い、改変予定の表土については、砂利の敷設、シートによる被覆、草木による植栽等、考えられる土砂流出防止工の中から効果的かつ実現性の高いものを選定し、表土流出防止対策を行う予定です。</p>
21	調節池についてですが、(6)排水に関する事項の2)に側溝を通じて雨水は流入するとあります。気候変動により降雨量は予測がつかない状況が既	方法書における調節池・沈砂池及び排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な造成・排水計画及びパネル配置・設置計画については、今後検討していきますが、検討にあたって

	<p>に発生しています。</p> <p>現況であれば雨水は自然の地形に保水され分散され増水が緩和されているものと思われます。</p> <p>事業計画地の調節池は4ヵ所予定されており側溝に集約され流入するとしていますが、豪雨の際の流入量は急激に増水することは容易に想像ができます。放流先を現存の支流や沢を活用するとしていますが一帯は土石流危険渓流です。図2.2-10に示されている排水は同一の沢になっています。官沢川下流は土砂の災害警戒区域であり、複合的な災害の可能性をどう考えますか。</p>	<p>は、現況地形の利用により地形の改変量を可能な限り少なくするとともに、「福島県林地開発許可の手引」に従うことはもとより、現地調査により地形・地質・土質の状況を十分把握した上で、国、県、市の指導の下、災害を未然に防止できるようになります。</p>
22	<p>図2.2-11によれば沈砂池も兼ねている調節池である事から法面と底部は土壤との理解でよいのでしょうか。調節池にたまつた雨水は地下に浸透します。岩盤との間に雨水が浸透して水脈ができることにより、傾斜地(牧場建屋付近)に設置された場合、土砂流出の危険はありませんか。</p>	<p>調節池の設置にあたっては、地質・土質条件を踏まえて検討した上で、必要に応じて、底面及び法面のコンクリート施工を行う等、雨水の地下への浸透による土砂の崩落が発生しないようにします。</p>
23	<p>工事中の濁水防止に仮設沈砂池の設置と書かれていますが、100haの改変工事で発生する降雨による濁水は流動的と思われますが、沈砂池の設置は可能と考えているのでしょうか。その際の集水はどのような方法を取るのですか。</p> <p>貴社の鶴石山の太陽光発電事業による該当地域のおもな被害は住民の生命財産に係る官沢川の増水と、その増水による入遠野川への影響です。方法書にはその視点が見えてきません。</p>	<p>沈砂池への集水の方法については、排水路を使用することを想定しています。沈砂池及び排水路設置検討にあたっては、「福島県林地開発許可の手引」に基づき、対象事業実施区域周辺の降雨の状況を把握するとともに、地形・地質・土質調査により雨水の流動方向、土質の状況を十分把握し、現地の実情にあわせた計画とともに、国、県、市の指導の下、災害を未然に防止できる計画にしていきます。</p>
24	<p>近くで計画されていた風力発電事業の際にも再三訴えてきたことだが、計画地とその周辺の地域は崩れやすい土質で土石流危険渓流に指定されている。計画地のほとんどは官沢川水</p>	<p>方法書における調節池・沈砂池及び排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な造成・排水計画及びパネル配置・設置計画については、今後検討していくが、検討にあたっては、現況地形の利用により地形の改変量を可能な</p>

	<p>系に含まれていると思うが、少なくとも30数年前、台風による豪雨時に官沢川から大量の水が入遠野川に押し寄せ、いわゆるバックウォーター現象として入遠野川の護岸が崩壊し、一人が亡くなるという災害を引き起こしている。これは鶴石山付近が草地であったため、雨水の保水力や浸透力が林野に比べ弱いために、林地よりも早く一気に沢に水が流れたのが原因ではないだろうか。ただ、今回の事業予定地は牧場で使われていた時期には大きな地形の改変は行われないまま使用されている。ところが、今回の事業では太陽光パネル設置のため、かなりの土地改変を行う計画らしい。土地改変を行えば、間違いなく土砂災害の可能性はさらに高くなるだろう。パネルの設置場所はチップを敷いたり草地化するようだが、造成中に豪雨に見舞われた場合、浸食された土壤が一気に沢に流れ込むこととなる。豪雨時にはブルーシートを敷くなどとしているが、実際に間に合うかどうかわからないし、敷いても今度は雨水すべてがそのまま沢に流れ込むことになり、これまた危険な状態を引き起こす。少しづつ改変しながら対策を行っておけば、土壤浸食の可能性は低くなるものの、工期ははるかに長期化することになる。あるいは設置面積を犠牲にして、元々の地形をほとんど変えずに使える場所のみ設置すれば、土地の安定性かなり保たれるはずだ。</p>	<p>限り少なくするとともに、「福島県林地開発許可の手引」に従うことはもとより、現地調査により地形・地質・土質の状況を十分把握した上で、国、県、市の指導の下、十分な容量・能力を持った排水系統及び調整池とすることにより、災害を未然に防止できるよう、検討して参ります。</p> <p>施工にあたっては、造成後、速やかに土砂流出防止対策を行うとともに、突発的な豪雨については、例えば、晴天であっても大気が不安定となることが想定される等、豪雨発生の可能性のある場合には事前の対策を取る等、適切な対応策を検討していきます。</p>
25	<p>方法書によれば、濁水防止や豪雨時の雨水の沢への流入防止のために調節池設けるとしているが、山頂付近にため池のような施設を作るのは、東日本大震災で決壊した旧長沼町(須賀川市)のため池の災害を思い起させ、安易には賛成しかねる。大規模な地形</p>	<p>方法書における調節池・沈砂池及び排水計画については現時点での想定のものであり、具体的な造成・パネル配置計画については、今後検討していきますが、現況地形の利用により地形の改変量を可能な限り少なくできるよう、検討していきます。</p> <p>調節池についても、設計基準を十分満たした上</p>

	<p>改変は必ず自然災害の引き金になる。何よりも歴史に裏打ちされた元の地形を生かすようになると、自然破壊や災害を防ぐ最良の手段だということを理解すべきだろう。</p>	<p>で、適正な施工を行うとともに、定期的な点検・補修等、適切な維持管理を行っていきます。</p>
26	<p>県の雨量観測点で、この地域に最も近い入定観測点で2008年8月29日未明に3時間で150mm以上というゲリラ豪雨を観測している。前日の日中は穏やかで、大雨の予報もなかったと記憶している。こうした雨はいつ降るか予想がつきにくい。実際に事業を行うつもりなら、いつ何時3時間で200mmの雨が降っても問題が起きないような施工法と運用・管理ができることが条件であるといえよう。</p> <p>集落の上流ということであることから、事業者は計画の可否も含めてよほど慎重に進めていただきたい。</p>	<p>近年、気候変動の影響により、短期的な集中豪雨が問題となっていますが、造成・排水計画については、「福島県林地開発許可の手引」に記載の確率降雨強度に基づき、対象事業実施区域周辺の過去の気象データを踏まえ、適切かつ慎重に検討して参ります。また、工事の実施においても、十分な容量を持つ沈砂池の設置とともに、例えば、晴天であっても大気が不安定となる場合には、突発的な豪雨の発生も考えられることから、事前の対策を取る等、対応策について適切かつ慎重に検討していきます。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・令和4年4月28日(木)付「福島民報(朝刊)」及び「福島民友(朝刊)」

<p style="text-align: right;">お知らせ</p> <p>「環境影響評価法」に基づき(仮称)いわき太陽光発電事業 環境影響評価方法書を提出致します。</p>	
一、事業者の名称 代表者の氏名 事務所の所在地	CESいわき太陽光発電所合同会社 代表社員 CES合同会社 稲葉执行者 井上八郎 沖縄県那覇市松尾一丁目十番二十四号 ホークシティ那覇ビル一階
二、対象事業の名称 発電所の原動力の種類	(仮称)いわき太陽光発電事業 太陽電池
三、発電所の規模	発電設備出力 最大9万4千キロワット
四、対象事業実施区域 環境影響を受ける範囲	福島県いわき市遠野町、同三和町 福島県生活環境部環境共生課 いわき市役所・本庁舎、遠野支所、三和支所
五、縦覧の場所	※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 令和4年4月28日(木)から 令和4年6月2日(木)まで
六、縦覧の期間	https://ubig.hipper.aichi.com/
七、意見書の提出 電子縦覧	環境の見地からのご意見をお持ちの方は 書面に住所・氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、 総務課所に備え付けております意見書箱にご投函ください。 令和4年6月16日(木)までに八、の問合せ先にご郵送ください (当口消印有効)。
八、住民説明会の開催を予定する場所・日時	（いわき市入選野公民館 (いわき市遠野町入選野字前田38番地1) 5月20日(金)19時00分より 5月21日(土)10時00分より
九、問い合わせ先(意見書の提出先)	一、いわき市三和ふれあい館 (いわき市三和町下市萱字竹ノ内114番地1) 5月21日(土)14時00分より
十、 CESいわき太陽光発電所合同会社 電話090(7274)8143(担当:菊池) 問い合わせ時間:午前9時00分から午後0時、 午後1時から午後5時00分(土・日・祝日を除く)	〒900-0014 沖縄県那覇市松尾一丁目十番二十四号

(別紙2)

ホームページ掲載内容

公告時（令和4年4月28日(木)掲載（当社ホームページ）

The screenshot shows a company profile page with a blue header banner featuring a cityscape background and the text "会社案内". Below the banner, there is a section titled "会社概要" (Company Profile) containing the following information:

1. 会社名	: CESいわき太陽光発電所合同会社
2. 会社所在地	: 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目10番24号 ホークシティ那覇ビル1階
3. 職務執行者	: 井上 八郎
4. 設立	: 2020年11月
5. 事業内容	: 太陽光発電所開発
6. 連絡先	: TEL: 050-5534-7702 FAX: 098-901-4434

Below this section, there is a note in Japanese:

弊社では、福島原環境影響評価条例に基づき、「いわき太陽光発電事業計画候補環境配慮書」を
令和4年4月28日付で福島県へ送付しました。
方法書について、下記の通り公開を実施します。
ボタンを押して、ダウンロード。

Two blue buttons labeled "配慮書" (Environmental Consideration Document) and "要約書" (Summary Document) are displayed.

Further down, another note states:

環境影響評価法第5条第1項及び第6条第1項に基づき、「いわき太陽光発電事業環境影響評価
候補方法書」及び「同意書」を令和4年4月27日付で福島県及びいわき市に送付しました。
また、同法第7条に基づき、下記の通り公表を実施します。
公表期間：令和4年4月28日から令和4年6月2日

Two yellow buttons labeled "方法書" (Method Book) and "要約書" (Summary Document) are displayed.

ホームページ掲載内容

公告時（令和4年4月28日(木)掲載（いわき市ホームページ）

いわき市 IWAKI CITY WEB SITE

誰もが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「いわき」

音声読み上げ 表示色 A A A 文字サイズ 小 中 大 サイトマップ Foreign language

くらし・地域 福祉・こども 観光・交流 事業者の方へ 市政情報

キーワード検索 SEARCH BY KEYWORD 検索 よくある検索キーワード ごみの収集カレンダー ふるさと富岡金 寄付金返還

トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同))

トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 再生可能なエネルギー > 環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同))

トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 環境保護 > 環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同))

トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 環境保護 > 環境保全対策・お知らせ > 環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同))

トップページ > くらし・地域 > ごみ・環境 > 遠野地区 > 環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同))

環境影響評価図書の縦覧について (CESいわき太陽光発電所(同)) ライフメニューから探す

ツイート 更新日：2022年4月28日

環境影響評価図書を縦覧する事業について

(仮称) いわき太陽光発電事業 環境影響評価方法書 (事業者：CESいわき太陽光発電所合同会社)

● 縦覧期間
令和4年4月28日(木)～令和4年6月2日(木) (開庁時のみ)

● 縦覧場所(市内)
いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー (平字梅本21)
いわき市役所 遠野支所 (遠野町根岸字白幡40-1)
いわき市役所 三和支所 (三和町下市萱字竹ノ内114-1)

● インターネットによる公表
[事業者ホームページはこちら](#)

● 意見書の提出方法
縦覧場所に備え付けてある用紙などに記載事項を記入のうえ、備え付けの意見箱に投函いただくか、期限内に提出先まで郵送してください。

● 意見書の記載事項
1. 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2. 方法書に対する環境の保全の見地からの意見 (理由も含めて記載)

● 意見書の提出期限
令和4年6月16日(木) (当日消印有効)

● 意見書の提出先及び問合せ先
CESいわき太陽光発電所合同会社
〒900-0014 沖縄県那霸市松尾一丁目10-24
電話：090-7274-8143 (担当：菊池さん) ※平日の午前9時～午後0時、午後1時～午後5時

● 住民説明会の開催日時及び場所
日時1：令和4年5月20日(金) 午後7時から
場所1：入遠野公民館 (遠野町入遠野字前田38-1)
日時2：令和4年5月21日(土) 午前10時から
場所2：入遠野公民館 (遠野町入遠野字前田38-1)
日時3：令和4年5月21日(土) 午後2時から
場所3：三和ふれあい館 (三和町下市萱字竹ノ内114-1)

<説明会案内>

令和4年5月吉日

ご近隣の皆様へ

(仮称) いわき太陽光発電事業に係る
環境影響評価方法書に関する説明会の開催について
CESいわき太陽光発電所合同会社
代表社員 井上八郎

皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、いわき市遠野町入遠野字中野にある鶴石山牧場の跡地に太陽光発電所の計画を進めておりますが、この度、環境影響評価法に基づき「環境影響評価方法書」をとりまとめ、経済産業省・福島県・いわき市へ提出したところでございます。

つきましては、「(仮称) いわき太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書」に関する説明会を下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

■開催日時・場所

- 第1回目：令和4年5月20日(金) 午後7時～8時
入遠野公民館（遠野町入遠野字前田38-1）
- 第2回目：令和4年5月21日(土) 午前10時～11時
入遠野公民館（遠野町入遠野字前田38-1）
- 第3回目：令和4年5月21日(土) 午後2時～3時
いわき市地域交流センター 三和ふれあい館（三和町下市萱字竹ノ内114-1）

- ※ 各回とも、同じ説明を行いますので、ご都合に合わせてご出席ください。
- ※ 以下、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。
 - ・来場の際には、マスクの着用をお願いします。
 - ・発熱や風邪の症状のある方は、大変申し訳ありませんが、来場をお控えください。
 - ・利用施設において、万が一新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合に備えて、連絡先等を利用者名簿にご記入いただきますので、ご了承ください（利用者名簿は公民館に提出し、目的外の利用は一切致しません）。
 - ・入口・受付にて検温を行いますのでご協力ください。また、消毒液・ウェットティッシュをご用意しますので、消毒にご協力ください。
- ※ 第1回は夜間に開催します。来場の際は足元等に十分気を付けてください。

《環境影響評価方法書の縦覧期間： 令和4年4月28日(木)～ 令和4年6月2日(木)》

■環境影響評価方法書の縦覧場所

- ・福島県庁環境共生課
- ・いわき市役所ロビー
- ・いわき市遠野支所（遠野町入遠野字前田 38-1）
- ・いわき市三和支所（三和町下市萱字竹ノ内 114-1）

なお、以下のホームページにおいても縦覧しております。

URL: <https://u6bl9.hp.peraichi.com/>

(福島県ホームページやいわき市ホームページからでもアクセスできます)

【説明会に関するお問合せ先】

C E S いわき太陽光発電所合同会社 開発部 菊地 TEL:090-7274-8143
株式会社千代田コンサルタント 社会環境事業部 尾原 TEL:03-3527-1015

「(仮称) いわき太陽光発電事業 環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙

「(仮称) いわき太陽光発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、意見書箱に投函、または、下記住所まで郵送にてお送りください。なお、下記メールアドレスでも受付けております。

【意見書の提出先】

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1-10-24 ホークシティ那覇ビル1階

C E S いわき太陽光発電所合同会社 開発部 菊池 崇

TEL : 090-7274-8143 E-mail : takaaaashi@gmail.com

【意見書の提出期限】

令和4年6月16日（木）〔当日消印有効〕

「(仮称) いわき太陽光発電事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

令和 年 月 日

お名前

法人その他の団体にあっては、

法人名・団体名、代表者に氏名 _____

ご住所

法人その他の団体にあっては、

主たる事務所の所在地 _____

環境影響評価法第八条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。

ご記入欄 (日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

注：なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。